

各種手帳

手帳

身体障害者手帳 (身)



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

対象 身体(視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓)に永続する障害がある方

障害程度 障害の程度によって、1級(重度)から6級(軽度)までに区分されます。

交付申請手続 各区役所・宮城総合支所障害高齢課に申請し、障害者総合支援センターで認定を行います。

療育手帳 (知)



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

対象 知的な発達の遅れにより、日常生活に支障がある方

障害程度 「A」(重度)と「B」(中・軽度)に区分されます。

交付申請 各区役所・宮城総合支所障害高齢課に申請し、原則として、青葉区、宮城野区、泉区にお住まいの方は北部発達相談支援センター(北部アーチル)で、若林区、太白区にお住まいの方は南部発達相談支援センター(南部アーチル)で判定を行います。
※18歳未満の方は保護者の居住地、18歳以上の方は本人の居住地で申請してください。

精神障害者保健福祉手帳 (精)



問 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課・秋保総合支所 保健福祉課

対象 精神障害(※)のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方
※統合失調症、気分(感情)障害、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神障害(高次脳機能障害を含む)、発達障害、その他の精神疾患

障害程度 障害の程度によって、1級(重度)から3級(軽度)までに区分されます。

有効期間 2年間(更新を希望される方は有効期間終了の3ヶ月前から更新手続きを行うことができます。)

交付申請手続 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課に申請し、精神保健福祉総合センターで判定を行います。

3階「生活と科学」
くらしの中の不思議を、さまざまな面から体験、体感できます。



4階「宮城・仙台の自然」
見て、聞いて、さわって、豊かな自然の標本にふれることができます。



HOKUSHU仙台市科学館

開館時間 9:00 ~ 16:45(ただし、入館は16:00まで)

休館日 月曜日(休日を除く)

休日の翌日(土・日・休日・10月の第2月曜日の翌日を除く)
第4木曜日(休日・12月を除く)12月28日から1月4日

※このほか臨時に開館・休館する場合があります。

入館料の減免 P64をご覧ください



4階「科学の探究」

科学の原理・法則や科学の不思議を体感することができます。

